

保育園へのちらし等配布運用基準

この基準は、村内保育園及び療育施設たけのこ園における文書、ちらし(以下「配布物」という。)について、こども課の配布基準を定めるものとする。

※この基準において、行事とは、イベント、講演会、研究会、競技会、講演会の集会又は催しもの等をいう。

1 許可基準

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 事業の内容が児童の健全育成、子育て支援、安全・防犯、地域福祉の推進に寄与するものであること。
- (2) 公益性があり、営利を目的としないこと。なお、入場料、出品料、参加料等を主催者が徴収する場合は、事業内容、事業規模等からみて社会通念上適正であること。営利目的の例としては、年会費等継続的な支払いが明記されており、会員募集といった営利目的要素を有する場合などを指す。
- (3) 政治活動、宗教活動または暴力団等の反社会的な活動を関連しないもの若しくはそのおそれのないものであること。
- (4) 商品等のあっせんではないこと。
- (5) 過去に無許可で配布した団体等ではないこと。

2 申請の手続き

申請フォーム(ながの電子申請サービス)にて、必要事項を記入し、配布物等のデータ(PDF形式とすること)を添付し、申請をすること。

【注意事項】

- ① 配布物等のデータサイズは 15Mb 以下に収めること。
- ② 同一内容の行事について、重複して配布は行わない。同一内容の行事で日程変更等の場合のみ可能。その際も都度申請を行うこと。

3 配布の可否承認

上記の許可基準に添って配布の可否を判断し、後日申請者へ連絡する。

4 配布方法

承認後、こども課より保護者連絡アプリを用いたデジタル配布とする。ただしクーポン券付きのちらし等は協議し、紙配布もできることとする。こちらは窓口受付のみとなるため、こども館内のこども課子育て支援係に相談すること。